

第 18 号 議 案

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(特殊作業手当) 第 5 条 略 2～4 略 5 第 1 項第 6 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、 <u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛 1,150円</u> (2) <u>前号に掲げる皇族以外の皇族の警衛 640円</u> (3) <u>警護対象者の警護 1,150円</u> 6～13 略 14 第 1 項第 16号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき1,100円	(特殊作業手当) 第 5 条 略 2～4 略 5 第 1 項第 6 号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき640円 <u>(天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛の場合にあっては、1,150円)</u> とする。 6～13 略 14 第 1 項第 16号に定める手当の額は、作業に従事した日 1 日につき1,100円

<p><u>(特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)</u> とする。</p>	<p>とする。</p>
--	-------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

警護を取り巻く情勢の変化及び国における特殊勤務手当の取扱いの状況を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。